

令和 8 年度地方税制の改正（令和 8 年 4 月 1 日適用）について

1 改正の経緯

令和 8 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）により、以下の内容について地方税法の改正が行われ、令和 8 年 4 月 1 日から適用されることとなったため、早急に所要の対応を行う必要が生じた。

2 改正内容

(1) 軽自動車税環境性能割の廃止

（条例第 37 条、第 37 条の 2、第 37 条の 4～第 37 条の 9、第 38 条～第 46 条の 2、付則第 5 条の 3～第 5 条の 7、第 6 条、第 6 条の 2）

米関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化することを目的として、現在、三輪以上の軽自動車の取得時に課税されている軽自動車税環境性能割について、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止することとなった。

このため、令和 8 年 4 月 1 日以降、現在の「軽自動車税種別割」の税目名称を「軽自動車税」に改める。

なお、環境性能割の廃止に伴う地方税収の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当するとされた。令和 8 年度は、地方特例交付金により全額国費で補填される。

(2) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）適用期限の延長（付則第 6 条第 2 項）

令和 8 年 3 月 31 日で期限を迎える、三輪以上の電気軽自動車及び天然ガス軽自動車のグリーン化特例（軽課）について、適用期限を 2 年間（令和 10 年 3 月 31 日まで）延長する。

3 周知方法

改正内容については、区公式ホームページ等で区民への周知を図る。